

■ 2015年合格目標 ステップ答練（現：科目別全潰し答練）⑤ ■

【 第9問 】 正答率・・・約 60%

占有回収の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A所有の甲動産がBに窃取された場合、その後、Bがその窃取の事実につき善意のCに甲動産を賃貸して引き渡したとき、AはBに対して占有回収の訴えにより甲動産の返還を請求することはできない。

イ A所有の甲動産の賃借人Bが、甲動産を第三者Cに詐取され、引き渡した場合、賃借人AはCに対して、占有回収の訴えにより甲動産の返還を請求することができる。

ウ AはBの占有する甲動産を盗み、その事実を知らないCに賃貸した後、さらにCが、Aの承諾を得て、その事実を知っているDに転貸した場合、BはDに対して、占有回収の訴えにより甲動産の返還を請求することができる。

エ Aは、その所有する乙建物をBに賃貸していたが、賃貸借契約が解除された後、Bから乙建物への立ち入りを拒否された場合、AはBに対して、占有回収の訴えにより乙建物の返還を請求することはできない。

オ Aの甲動産に対する占有が、強制執行により解かれた場合、特段の事情のない限り、Aは占有回収の訴えにより甲動産の返還を請求することはできない。

- 1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

■ 2015 年合格目標 ステップ答練（現：科目別全潰し答練）⑤ ■

【 第 11 問 】 正答率…約 60%

Xは、Yからその所有にかかる土地について造成工事を請け負い、造成工事が完成した部分から順次Yに引き渡し、造成工事がすべて完了した時点では当該土地の半分が引き渡され、残部についてはXが占有していた。この場合に、Xが、Yから工事代金（総額 1,000 万円）の支払いを受けていないことを理由として主張することのできる留置権の被担保債権の額に関して学生Aと学生Bがそれぞれ以下の見解を述べている。

学生A： Xは、土地の残部につき、Yから請負工事代金のうち土地の残部の割合に相当する金額（500 万円）の支払いを受けるまで留置権を行使することができるに過ぎません。

学生B： Xは、土地の残部につき、Yから請負工事代金の全額（1,000 万円）の弁済を受けるまで留置権を行使することができます。

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの発言であるが、これらの発言のうち**学生Aの発言**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 留置権についても、同時履行の抗弁権の場合と同様に、留置物の価格と被担保債権額との均衡を重視すべきです。

イ Xの請負工事代金債権のうち、Xが占有を失った土地の割合に相当する金額については、民法第 295 条の「その物に関して生じた債権」とはいえませんが。

ウ 留置権者が留置物の一部を任意に債務者に引き渡すという行為は、当該部分についての留置権の放棄のみならず不可分性の利益をも放棄するものと評価すべきです。

エ 留置権については、目的物の価格と被担保債権額との不均衡が生じても、同時履行の抗弁権とは異なり、債務者に代担保提供による消滅請求という不均衡是正のための手段が認められているので、留置物自体の価格と被担保債権額との均衡にことさら拘る必要はないと考えます。

オ 留置権者が留置物の一部の占有を喪失した場合にも、民法第 296 条の規定の適用があると考えべきです。

- 1 アイウ      2 アイオ      3 アウエ      4 イエオ      5 ウエオ  
(参考)

第 295 条 第 1 項 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。

第 2 項 省略

第 296 条 留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。

■ 2015年合格目標 ステップ答練（現：科目別全潰し答練）⑤ ■

【 第 17 問 】 正答率…約 30%

更改契約に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債権の目的の変更による更改契約が締結された場合、本来の給付と異なる給付が現実になされた時に、旧債務は消滅する。

イ 債権者の交替による更改契約は、確定日付ある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。

ウ 債務者の交替による更改契約は、更改前の債務者の意思に反する場合でも、債権者と更改後の債務者との特約によってすることができる。

エ 債権の目的の変更による更改契約が締結された場合において、新債務が不能な給付を目的とするものであったが、当事者双方がそのことを知っていたときは、旧債務である更改前の債務は消滅しない。

オ 債権者の交替による更改契約が締結された場合、その債務の担保として物上保証人所有の不動産に設定された抵当権は、当該物上保証人の承諾を得れば、旧債務の目的の限度で新債権を担保するものとしてすることができる。

- 1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ